

使用者の立場から

高澤 滝夫



皆さん、こんにちは。経団連の高澤です。去年に引き続きパネリストを務めることになり、また通算するとこの場に立つのは3度目になります。よろしくお願いいたします。

まずお断りしておかなければならないこととして、今日のシンポジウムのテーマは雇用戦略ですが、私は雇用の専門家ではありません。またこれからの私の話は、①ILO総会の「戦略的目標『雇用』に関する討議」の背景、討議の経緯、そして出来上がった結論文書の概要と使用者としての評価について、②結論文書を踏まえた日本の雇用政策のあるべき方向についての2つですが、後段については経団連の公式見解ではありません。あくまで私的な見解であることをお含みおきいただきたいと思います。

最初に、本年のILO総会における「戦略的目標『雇用』に関する討議」に関してお話しします。

まず、なぜこの議題が設定されたのかということについて。それは、駐日事務所の長谷川代表、また厚労省の渡邊さんのご説明にもありましたが、ILOは政策目標である「すべての人にディーセント・ワークを (Decent Work for All)」を実現するために、①雇用、②社会的保護、③社会的対話、④労働の基本的原則と権利の4つの戦略目標を掲げております。これらを順に取り上げて、遂行すべき政策やILOの役割を討議することが2008年の総会で決定し、その最初として、「雇用」が選ばれたということです。

ちょうどILOを構成する各国政労使の間では、雇用に対する大変な危機感がありました。世界経済危機が2008年に起こり、その後経済は徐々に回復しつつあるものの、雇用については各国とも依然厳しい状況にあるという認識です。それを象徴するのが、スイスのロイター大統領のILO総会開会式における演説の内容でした。その要点を申しますと、「失業と不完全就業が広く見られる限り、世界経済の危機は終わっていない。経済と社会の両面の進歩をもたらすグローバル化を促進する必要があり、そのためには危機から教訓を得て同じ失敗を繰り返さないよう、政労使が協力して取り組んでいかなければならない。」というものでした。4つの戦略目標の中から選ばれて、雇用に関する討議がたまたま行われたわけですが、非常にタイムリーな討議であったと思います。

高澤滝夫（たかざわ・たきお） 社団法人日本経済団体連合会国際協力本部主幹

1985年新日本製鐵株式会社入社、エンジニアリング事業本部総括部マネジャーを経て、2000年日本経営者団体連盟に出向（国際部課長）。2003年に日本経済団体連合会に入職。労政第二本部国際関係グループ長などを経て、2009年より現職。

次に討議の経緯についてです。特に討議において使用者はどのようなことを主張したのかについて説明します。この議題の下に、各国の雇用課題や、雇用促進のためのマクロ経済政策等々、8つのテーマに基づく討論会がありました。使用者は、それらの討論会において、全く別々のことを主張したのではなく、大きく分けると二つの主張があったと思います。

一つ目は、雇用回復に向け、この総会ではどのような討議を行うべきなのか、ということでした。使用者としては、経済危機後のあるべき雇用政策については、去年の総会で徹底的に討議を行い、その成果がグローバル・ジョブズ・パクトというかたちになっている、そこで今年の総会では、その先について議論しなければいけない、という主張でした。つまり、昨年出来上がったグローバル・ジョブズ・パクトを踏まえて、今年はILOが果たすべき具体的な役割は何なのか、実践的で各国に役に立つ議論をしようという主張でした。

二つ目はILOの役割についてです。ILOが加盟国に対して支援を行うにあたっては、加盟国のニーズに則り、支援メニューを具体化し、優先順位をつけるべきである。また、確かに雇用政策と経済政策は関連しているが、ILOは労働分野の専門機関であるため、経済政策よりも、あくまで雇用政策中心に取り組むべきであるといったことを使用者は主張しました。さらに、使用者が強調したのは、雇用を創出する企業の役割を十分認識し、企業活動を支援する環境整備に注力すべきであるということです。

さて、このような経緯をたどって出来上がった、雇用回復に向けた政策オプションを示す参考文書として位置づけられる結論文書のポイントについて見ていきたいと思います。

(1) 序論、傾向と課題

世界は、金融市場の危機に端を発する70年ぶりの経済危機から回復しつつあるが、失業、雇用の不安定等、雇用情勢は厳しい状況にある。雇用の回復には、生産的な投資と所得が前提となる。

(2) 背景

結論文書の目的は、加盟国の多様な状況とニーズに、ILOが効果的に対応するために、ILOの必要な活動を確認することにある。

(3) マクロ経済政策

政府は、雇用に重点を置いたマクロ経済政策を策定し、遂行すべきである。

(4) 雇用・労働市場政策

政府は、経済及び雇用政策における質と量を統合した雇用目標を設定するとともに、雇用政策における省庁間の協調を進めるべきである。企業の成長を通じて雇用を創出するために、企業活動を支援するビジネス環境を整備しなければならない。

(5) エンプロイヤビリティ（雇用されうる能力）、生産性、生活水準の改善と社会的発展

政府は、賃金等が成長の果実として公正に分配されるように政策を設計、遂行しなければならない。また、生涯教育や高度な職業教育を含む技能開発の機会を提供すべきである。

(6) 貿易・投資政策

政府は、貿易・投資政策が雇用に与える影響を的確に評価すべきである。

(7) 国際労働基準関連の活動

政府は、中核的労働基準（①結社の自由および団体交渉権の承認、②あらゆる形態の強制労働の

禁止、③児童労働の廃止、④雇用及び職業における差別の排除）に係る基本8条約、および「雇用政策条約」（第122号）の批准を促進すべきである。

(8) 4つの戦略目標間の相互関係

4つの戦略目標は、相互に関係する分離不可能なものである。雇用回復に向けて効果的に対応するには、これらに総合的に取り組む必要がある。

(9) 理事会への要請

ILO事務局長に対し、主な国際金融機関（IMF、世界銀行など）および他の関係する国際機関と、経済、金融、雇用、社会政策の一貫性を国際的なレベルで実現するための協議を行うよう要請する。

さて、このような討議の内容、および結論文書に対して、使用者はどのような評価をしているのかについてお話しします。

1点目、討議のタイミングについてです。加盟各国において雇用の回復への関心が高まる中、4つの戦略目標を周期的に討議する最初として「雇用」が議題として設定されたのは、誠に時宜を得たものであったと評価しております。

2点目、結論文書の内容についてです。使用者側は、（政治的なメッセージをまとめ、雇用に関する既存の国際労働基準を補完する新たな文書を作成することを企図せず、）雇用の回復に向けてより実践的な政策を求め、かつILOが果たすべき役割を具体化しようとしてしました。結論文書では概ね使用者側が目指した結論は導き出されたと考えております。

3点目、企業活動への認識についてです。従来から労働者保護に重きを置いてきたILOですが、ここ数年来、経済の発展、雇用の創出、ディーセント・ワーク等に貢献する企業の活動を積極的に評価するようになってきていると感じております。今回の討議結果でも、雇用の回復には投資が必要であり、その投資を行う主体である企業の活動を活性化させるには、ビジネス環境の整備が重要であると明示されたことは、大きな成果であったと評価しております。

さて、私の話の後段に移りたいと思います。ILO総会での討議を踏まえて、日本の雇用政策をどのようにしていくべきかについてです。

雇用の現状については、先ほど渡邊さんからご説明があったので詳しくは申しませんが、一言で言うと、本年9月発表の月例経済報告で分析されているように、「雇用情勢は、依然として厳しいものの、このところ持ち直しの動きがみられる」ということです。しかし、最近の急速な円高、あるいは不透明な日中関係が日本の経済や雇用にどのような影響をもたらすのか。これらの要素を考慮に入れると、今後とも「持ち直し」が続くのか、やや懐疑的にならざるを得ないと思っております。

それでは、どのような雇用政策が求められるのか。4点指摘したいと思います。

(1) 経済成長戦略

確かに短期的には、雇用調整助成金のような「雇用維持政策」が重要でありましょう。しかし長期的には、安定的な「雇用創出政策」が求められており、そのためには有効需要を拡大し、経済を成長させる戦略が必要であります。特に、日本では、本格的な人口減少・高齢化社会が到来し、加えて巨額の需給ギャップが存在する中で、経済を成長させるためには、官民が総力を挙げて、需要の拡大と供給力の強化にスピード感を持って取り組んでいくことが不可欠です。また、投資の拡大を通じて、技術進歩の促進や資本ストックの増強を図ることにより、一人当たりの労働生産性を引

き上げることも重要です。

経済成長の方策としては、①イノベーションや魅力的な新商品・新サービスの開発を通じた新たなビジネス、新たな需要を創造すること、②介護や医療、農業、環境等に加えて、コンテンツや観光など、将来的な需要拡大が見込まれるサービス分野を中心に内需の振興を図ること、③東アジア共同体の構築などによりアジアとの経済関係を強化し、アジア市場を見据えた企業の事業展開を促進すること、などが考えられます。

(2) 企業の競争力強化

まず企業の役割について確認してみたいと思います。企業は富や雇用を創出する重要な役割を担っていると思います。例えば、2009年の全労働力人口に占める雇用者の割合は7割を大きく上回り、国民所得に占める雇用者報酬が6割を超えるなど、企業は国民の生活を支えています。さらに、直接、企業に雇用されている従業員だけではなく、こうした人々の生活圏で製品やサービスを提供する事業に携わる人々まで含めれば、企業活動が雇用に与える影響は非常に大きなものとなります。

さて、日本のビジネス環境について見てみましょう。各国政府とも自国企業の国際競争力の強化に努めることはもちろん、海外からの投資誘致に努めております。それに対して、日本では人口減少に伴い、非製造業を中心に、企業の将来性に対する期待成長率が低下していることに加え、国際的にみて突出して高い法人実効税率など、海外からの投資を呼びこむどころか、日本企業の海外逃避を招きかねない状況にあると考えられます。

それではどのような政策が求められるのか。国内で雇用を生み出し、経済の活力を維持するためには、日本企業が国内を拠点として活動しても国際競争上不利になることがなく、むしろ、海外企業にとって魅力ある立地条件となるよう、ビジネス環境の国際的なイコール・フットイングの確保に向けた取組みが必要であると考えます。

例えば、法人実効税率の引き下げ。法人実効税率は、財務省の統計によれば、2010年1月現在、日本（東京）は40.69%、フランスは33.33%、ドイツは29.41%、イギリスは28.00%、中国は25.00%、韓国は24.20%となっています。日本が突出して高い。このことが日本企業の国際競争力を低下させる一因になっていると考えられます。これを是非引き下げていただきたい。

その他としては、国内改革と一体となった主要国との質の高いEPA（経済連携協定）の推進、グローバル企業の本社等の国内立地を促進するための、税制を含むインセンティブ導入による日本のアジア拠点化、国際展開を担う高度人材を育成するための高等教育の国際化支援や、優秀な海外人材を日本に引き寄せるための外国人に対する出入国管理上の優遇措置導入などが考えられます。

(3) 労働市場政策

足元の雇用情勢への対応を急ぐ一方で、人口減少により趨勢的に減少していく労働人口への対応と、それに伴う経済成長率の押し下げへの影響も見据えた取組みもあわせて講じる必要があります。具体的には、これまで以上に若者、高齢者、女性等の労働市場への参画が必要になってくる、いわば「全員参加型社会」の構築が求められるということです。

その方策としては、①円滑な労働移動を可能とする高い需給調整機能を持った労働市場の構築、②働く人の能力を最大限に引き出すために、多様な働き方を可能とする制度の整備、③多様な人材

の活力を生み出す雇用システムの構築などが考えられます。

全員参加型社会構築のための取組みを進める一方で、労働者の働くことへの意識が多様化していることなども踏まえ、労働者自らのライフスタイルに応じた働き方をより柔軟に選択できるよう、多様な就労形態を準備するほか、子育て支援の充実や、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業の主体的な取組みの促進と、その支援を行うための社会基盤の整備が不可欠でありましょう。

(4) 教育訓練

失業者に対するエンプロイヤビリティの改善を促す公的な教育訓練はもちろん必要であります。その一方で、企業で働いている従業員に対して、個別の企業が教育訓練を行うとともに、公的な教育訓練を充実・強化していくことにより円滑な労働移動を可能とし、あらゆる産業において雇用の創出を図っていくことが求められます。

私の報告は以上です。ご清聴ありがとうございました (拍手)。

法律文化社

〒603-8053 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71 ●価格は定価(税込)
TEL 075 (791) 7131 FAX 075 (721) 8400 http://www.hou-bun.co.jp/

新自由主義批判の再構築

赤堀正成・岩佐卓也 編著

● 四六判 / 304頁 / 3150円

●企業社会・開発主義・福祉国家 今日の新自由主義批判論は混乱している。二つのキーワードを軸に実証的・理論的な解明を通し、その本質を見極める。新自由主義に対抗する課題と主体・運動を考える場を提供。

序章 新自由主義批判の再構築のために「赤堀・岩佐」

第Ⅰ部 新自由主義と企業社会 新自由主義改革と「野蛮な労働市場」木下武男「日本人の賃金」の検討「赤堀」／日本の経営は解体したのか「新時代の「日本」の経営」における構想と実践「赤堀」／格差問題を逆手にとる「労働ビッグバン」推進論「八代高宏氏の主張を読み解く」岩佐」／男女賃金差別と年功賃金「森ます美「日本の性差別賃金」の検討岩佐」／首切り容易な社会の方が労働者は幸せ?」脱格差の名のもとに解雇自由化を唱える「労働ビッグバン論」平井治郎

第Ⅱ部 開発主義と福祉国家 日本における新自由主義の性格規定について「岩佐」／官僚主導国家観の大いなる幻想「日本は「開発主義国家」か?」菊池信輝」／開発主義論と新自由主義との政治的親和性「情況」新田論文の教訓「森田成也」／新自由主義に対抗する福祉国家論の条件「生存権原理の再構築」兵頭淳史

人口・家族・生命と社会政策

杉田菜穂 著 ●日本の経験

● A5判 / 292頁 / 5880円

戦前日本の少子化論を掘りおこし、そのうえで児童政策や優生政策など社会政策論の系譜を整理、再構築を試みる。現代的な議論に新たな角度からの問題提起となる一冊。

序章 課題と方法

第Ⅰ部 人口論と社会政策 少子化問題と社会政策「ミユルゲールと高田保馬」／人口問題と社会政策論「米田庄太郎と海野幸徳」(社会学)系社会政策論の展開「戸田貞三の所説を中心に」

第Ⅱ部 人口問題と児童政策 人口問題と児童対策「1920年代の状況を中心に」／児童権論の展開と社会政策「1933年児童虐待防止法を見据えて」／戦前における感化事業の到達点「少年教護法をめぐる」

第Ⅲ部 人口問題と社会政策 社会事業学から厚生学の提唱へ「続」海野幸徳論「人口政策論の水脈を求めて」永井亨の人と思想「永井亨と新生活運動」終章 出生政策と家族政策「史的回顧」